

令和 元 年度

第 2 回 第一農地部会定例会議事録

令和元年 5 月 3 1 日 (金)

ユートピアくびき希望館 2 階 第 3 会議室

令和元年度第2回第一農地部会定例会議事録

日時 令和元年5月31日(金) 午後1時30分

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

1番 古川 政繁	2番 荒川 俊治	3番 池田 京子
4番 五十嵐 彰	5番 小幡 利夫	6番 佐藤 徳司
7番 高島 信雄	8番 金子 昭榮	9番 久保埜 徳雄
10番 新井 修一	11番 八田 賢司	12番 上原 孝
13番 小林 広良		

(2) 農地利用最適化推進委員

1番 竹内 浩行	2番 内藤 義一	6番 加藤 俊彦
7番 杉田 喜慶	8番 飯塚 一憲	9番 稲葉 栄
10番 近藤 晴夫	12番 杉田 藤一	13番 平野 宏一
14番 荻原 松男	15番 小林 政秋	16番 齋藤 啓治
19番 小林 正義	21番 清水 強	22番 上原 清則
23番 高宮 文男	24番 松本 香	

2 欠席委員

なし

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗本 修一
	次長	松縄 浩一
	係長	久保埜 修
	主任	橋 立 理
中郷区駐在室	主任	相葉 博昭
板倉区駐在室	主任	宮澤 雅則
清里区駐在室	主任	井田 義之
名立区駐在室	班長	山邊 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

3番 池田 京子 9番 久保埜 徳雄

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第5号 土地改良法第99条第3項の規定による交換分合計画の同意について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(板倉区)

- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(清里区)

案件なし

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	議長（部会長）あいさつ後、部会を開会
議 長	これより第 2 回第一農地部会を開催いたします。
議 長	<資格審査> はじめに本日の出席状況であります。第一農地部会委員数 13 人で出席委員が 13 人です。上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立いたします。
議 長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名させていただきます。議席番号 3 番 池田 京子 委員、議席番号 9 番久保埜 徳雄委員の両名を指名いたします。 議事に入ります前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	それでは、議案の審議に入ります。
議 長	(合併前の上越市分の議案) <議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 21 番及び 22 番の 2 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保埜	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、ご説明いたします。 1 頁、番号 21 番と 22 番の 2 件です。 21 番は、刃地内の農用地区域内の農地にヘリコプターの安全運航を目的として、ヘリコプターの侵入区域となっている農地の上空に航空地役権を設定するものです。2 頁に関連図面を添付いたしましたのでご覧ください。図面の中でヘリポートと黄色く記載してある所を拠点とし、赤く囲まれた箇所がヘリコプターの侵入区域となっており今回対象となる農地となります。 航空地役権の範囲は申請地の上空に及ぶものであり、水田の耕作に支障はありません。 番号 22 番は、自然エネルギーによる発電事業や売電事業を営んでいる法人が、法人代表者の夫が所有する農地に賃借権を設定し、太陽光発電施設を設置するにあたり、その下部農地と太陽光発電施設の空間に地上権を設置するものです。なお、本

案件につきましては議案第2号、4頁番号15番で関連案件を上程いたしますので、事業内容等についてはそここでご説明させていただきます。

これら案件につきましては、通常の農地法第3条許可申請と異なり、許可条件がその権利の設定を認めても、経営にかかる農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障の生じる恐れがなく、かつその権利の設定農地等の権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとなっており、「農地法第3条調査書」の内、地域調和の部分のみが該当となります。

いずれの案件も土地所有者及び耕作者等から同意を得ており、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号21番と22の2件を原案のとおり許可したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。議案第1号の2件を許可することに決定いたします。

議長 　<議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」>

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号11番から15番までの5件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 　3頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号11番から15番までの5件です。

11番は大字本道地内に駐車場を整備するものです。5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、本道地内で建設業を営んでおりますが、約80名の従業員に対し、14台分の駐車場しか有しておらず、やむを得ず自社所有の倉庫の空きスペースや賃借している他人の土地に駐車していることから、新たに駐車場を確保し、不足の解消を図るものであります。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当します。

(事務局)
久保埜

また、建築物の建築等を目的として土地の区画形質の変更を行うものではないため、都市計画法第 29 条の開発許可は不要です。

転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

12 番は大字小猿屋地内に農作業所、粃殻庫を建築するものです。7 頁に位置図、8 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、市内で農業を営んでおり、今年、経営規模の拡大を予定しておりますが、使用している農作業所、粃殻庫が老朽化していることから、新たに当該施設を建築するものであります。

申請農地は、大字小猿屋地内にあり、10ha 以上の広がりのある農地に隣接していることから農地区分は原則転用ができない第 1 種に該当しますが、転用内容が許可基準である農業用施設に該当するめ、許可は可能となります。

土地利用計画は、農作業所、粃殻庫の建設です。建ぺい率は 27%、工期は 6 月 3 日から 9 月 10 日までです。

都市計画法第 29 条の開発許可申請は不要であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

13 番は、大字大口地内に農家住宅を建築するものであります。9 頁に位置図、10 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、市内で両親と同居していますが、老朽化していることから、父親が所有している申請農地に使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。

申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第 1 種農地となりますが、事業計画は、「農家住宅」であり、許可基準の「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

土地利用計画は住宅 1 棟で、建ぺい率は 20.16%となります。また、工期は 7 月 1 日から 10 月 30 日までです。

農家住宅の建築ため、都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件であります。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

14 番は、大字大豆地内に一般個人住宅を建築するものであります。11 頁に位置図、12 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、市外でアパートに居住していますが、転勤に伴い地元に戻ること、また、子供が生まれたことから生活基盤を安定させるために申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。

申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第 1 種農地となりますが、事業計画は、「一般個人住宅」であり、許可基準の「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

土地利用計画は住宅 1 棟で、建ぺい率は 43.06%となります。また、工期は許可日から 8 月 31 日までです。

(事務局)
久保 埜

都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

15 番は、大字岡崎新田地内に太陽光発電施設を設置するものであります。13 頁に位置図、14 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、自然エネルギーによる発電事業や売電事業を営んでいる法人であり、今回、法人代表者の夫が所有する農地に賃借権を設定し、太陽光発電施設を設置するものであります。なお、設置期間は、許可日から 3 年間の一時転用であります。

申請農地は、1 筆が農振農用地、他の 2 筆は 10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第 1 種農地となり、原則許可できませんが、太陽光発電施設の設置の場合、当該施設の下部における営農を条件に 3 年間を上限とする「一時転用」であれば、許可は可能となります。

また、通常の「一時転用」については、転用期間終了後の再許可はできませんが、太陽光発電施設の設置については、当該施設の下部において営農が継続されていれば 3 年後に改めて「一時転用」の再許可も可能であります。

土地利用計画について、説明させていただきます。

まず、転用の条件である営農についてですが、養液栽培によりブルーベリーを栽培するものであります。

養液栽培による栽培方法ですが、農地に防草シートを敷設し、その上にブルーベリーの鉢、200 個を置き栽培するものです。

水やりと肥料の与え方については、敷地内に 200 リットルの溶液タンクを設置し、水道から貯水して肥料を混合した溶液を自動灌水システムにより、「設定した時間にチューブ管を通じて各鉢に自動的に行うものであります。

次に、設置する太陽光発電施設についてですが、太陽光パネルは下部での営農を考慮し地上高 2 メートルに 1 枚当たり 164 cm×99.2 cmのパネルを南向きに 240 枚設置するものです。

太陽光発電施設については、隣接土地所有者及び耕作者、町内会長、農家組合長に事業内容の説明及び周辺の環境への影響がない旨を説明し、全員から同意を得ております。

また、申請者である法人及び申請農地の所有者からは、営農が行われない場合については太陽光発電施設を撤去することや周辺の営農活動により太陽光発電施設に損害や発電能力の低下が生じたとしても苦情等の不服申し立てを行わない旨などの誓約書を提出させております。

都市計画法第 29 条の開発許可申請は不要であり、農振農用地である農地については担当部署である農村振興課との協議もすんでおります。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

また、今回の申請内容については、営農方法も含めて県農地管理課と協議しており、問題ない旨の回答を得ております。

しかしながら、営農が適切に行われているか定期的に確認をする必要があると考えており、事務局による確認を適宜行うとともに、7月から始まる農地パトロールにおいて農業委員及び推進委員の皆さまと一緒に、毎年、巡回することとし、営農が確認できない場合は、速やかに太陽光発電施設の撤去も含めた是正措置を求めるなど適切な対応を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

高島委員 　13番、14番について農家住宅と一般住宅の判断基準の違いは何か。

(事務局)
橋立 　判断基準は一般住宅の場合は、500㎡以内、建ぺい率22パーセント以上必要となります。農家住宅の場合は、1,000㎡以内で建ぺい率の設定はありません。

議長 　他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 　他に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号11番から15番までの5件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 　ご異議なしと認めます。議案第2号の5件を許可することに決定いたします。

<議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 　議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内9件、3年超6年以内7件、6年超10年以内10件、10年超11件で合計37件、利用権移転なし、所有権移転3件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間3年以内、整理番号446番から454番までの9件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 　議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

16頁から17頁まで、利用権設定、期間3年以内、整理番号446番から454番までの9件で、再設定8件、新規1件となります。

新規設定について、ご説明いたします。16 頁 450 番の 1 件で、隣接する農地を借り受けるものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

議長 (「ありません」の声あり)

続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、整理番号 455 番から 461 番までの 7 件のうち、荒川委員関連の整理番号 457 番を除く 6 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 18 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、荒川委員関連の整理番号 457 番の 1 件を除く、整理番号 455 番から 461 番までの 6 件で、いずれも再設定となります。

なお、460 番、461 番は使用貸借 0 円となっておりますが、圃場条件が良くないためです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

議長 (「ありません」の声あり)

続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、荒川委員関連の整理番号 457 番の 1 件です。荒川委員は退席をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 18 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、荒川委員関連は整理番号 457 番の 1 件です。

旧借り手の方がお亡くなりになり、貸し手の方のこのほかの農地についても借り受けていることから利用権設定を行うものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>荒川委員関連の議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>荒川委員関連の議案第3号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。</p> <p>それでは、荒川委員の退席を解除します。</p> <p>荒川委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められ市長に要請することに決定いたしましたので、お知らせしておきます。</p> <p>続きまして、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号462番から471番までの10件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>19頁から20頁まで、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号462番から471番までの10件で、再設定10件となります。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間10年超、整理番号472番から482番までの11件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>21頁、利用権設定、期間10年超、整理番号472番から482番までの11件で、すべて新規となります。</p> <p>すべての案件は、農地中間管理機構を介して利用権を設定するものです。</p>

なお、整理番号 474 番、476 番、481 番については使用貸借 0 円となっておりますが、いずれもほ場条件がよくないためです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。

以上です。

議 長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 　最後に所有権移転、整理番号 483 番から 485 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 23 頁、所有権移転、整理番号 483 番から 485 番までの 3 件です。

久保 埜 内訳は、所有権を移転する土地、田 29 筆の 8,881 m²、畑 2 筆の 254 m²です。

なお、整理番号 484 番は 28 頁、整理番号 152 番、153 番の関連案件です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

荒川委員関連以外の議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 　ご異議なしと認めます。

荒川委員関連以外の議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議 長 　議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 10 年超のみの 2 件です。

権利の設定、期間 10 年超、整理番号 28 番から 29 番までの 2 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。
24 頁と 25 頁、権利の設定、期間 10 年超、整理番号 28 番及び 29 番の 2 件です。

これら案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 8 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

ただ今の 2 件について、同意することに決定いたします。

<議案第 5 号「土地改良法第 99 条第 3 項の規定による交換分合計画の同意について」>

議 長

議案第 5 号「土地改良法第 99 条第 3 項の規定による交換分合計画の同意について」、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

議案第 5 号「土地改良法第 99 条第 3 項の規定による交換分合計画について」、ご説明いたします。

交換分合は、土地改良法第 2 条第 2 項第 6 号で規定された土地改良事業であり、事業内容としては細分、分散している農用地を、区画、形状、地番を変更することなく、所有権や使用収益権を移転又は設定し広く使いやすい農用地にまとめ、地域の農業の発展のための基礎を作るために効果的な事業となります。

27 頁に位置図を添付いたしましたので併せてご覧ください。今回、関川水系土地改良区から中江有田地区換地処分併せ交換分合計画を定めたことから同意を得たい

との通知があり提案するものです。同意については、土地改良法第 99 条第 3 項に定める法定手続きであり、県知事の認可を受けるために必要なものです。

内容についてご説明いたします。関係農家数は 7 戸、交換対象農地は、23 筆 16,099 m²の交換分合を行うものです。現在、関川水系土地改良区では経営体育成基盤整備事業に取り組むこととしておりますが、本事業に取り組むに当たり、中江有田地区ほ場整備区域内に未同意者がおり、今回の交換分合を通じて、圃場整備事業の未同意者の農用地を事業地区外の農地と交換し、圃場整備事業の円滑な実施を図り、更には換地により育成すべき経営体への農用地の利用集積を図るために実施するものです。

なお、実施にあたっては、関川水系土地改良区が交換希望者の意向を基に交換分合計画が立案され、関係権利者説明会が行われ、交換分合計画に対する関係権利者からの同意が得られています。

今後の手続きについては、同意後、6 月上旬に土地改良区から県知事へ、30 日間の計画の公告縦覧を得て、8 月に認可、登記、清算となる予定です。

以上です。

議 長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

議 長 　特に質問が無いようですので採決に入ります。
議案第 5 号「土地改良法第 99 条第 3 項の規定による交換分合計画の同意について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 　ご異議なしと認めます。議案第 6 号について、同意することに決定いたします。

（事務局）
久保 堃 <報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>
報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 152 番から 158 番までの 7 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

28 頁から 29 頁まで記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、7 件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「地主耕作」1 件、「他者へ貸付」2 件、「借人へ売却」1 件、「転用」1 件、「休耕」1 件の計 6 件です。

休耕となっている番号 156 番については、借り手が見つからないため、所有者が保全管理を行います。

このうち、備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。

なお、番号 152 番と 153 番は同じ農地ですが、返還後の利用計画の記載が異なっております。

これは、152 番は農地中間管理機構から見ての買い手は借り人であり、153 番は所有者から見ての買い手は、耕作者となるためであり、買い手は同一人物となります。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 7 件を承認いたします。

<報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知交付番号 45 番から 62 番までの 18 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

30 頁から 32 頁までに記載のとおり、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知番号 45 番から 62 番までの 18 件の届出書を受理したのでご報告いたします。

転用目的は、「住宅敷地拡張」1 件、「一般個人住宅」7 件、「駐車場」3 件、「住宅分譲敷地」1 件、「土砂置場」4 件、「宅地造成」1 件、「家族葬建物建設」1 件の計 18 件です。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第 2 号の 18 件を承認いたします。▼次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区駐在室分の議案)

<議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」>

議 長	議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7104番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
(中郷区) 相 葉	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。 1頁、整理番号7104番の1件となります。</p> <p>本案件は、譲渡人である父親が子に経営を移譲するにあたり土地を贈与したいとの意向であることから申請のあったものです。</p> <p>なお、譲受人は神奈川県在住となっておりますが、父親と月に1回程度帰ってきているため、一部管理は委託するものの自ら耕作するとのことです。</p> <p>この案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。
	議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7104番の1件を原案のとおり許可したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。
	<議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>
議 長	議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内2件、3年超6年以内なし、6年超10年以内2件、10年超なしで合計4件、利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。
	はじめに、利用権設定、期間3年以内、整理番号7193番及び7194番の2件について、事務局の説明を求めます。
(中郷区) 相 葉	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。 3頁、権利の設定、期間3年以内、整理番号7193番と7194番の2件で、いずれも新規です。</p>

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続きまして、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号7195番及び7196番の2件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区)
相葉 　4頁、権利の設定、期間6年超え10年以内、整理番号7195番と7196番の2件で、新規1件、再設定1件です。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。

議案第2号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長 　報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7122番及び7123番の2件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(中郷区)
相葉 　5頁記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、整理番号7122番と7123番の2件を受理しましたので報告いたします。

これらの案件は合意による解約で、返還後の利用計画は7122番が休耕で7123番が地主耕作です。

なお、7122番の利用計画が休耕となっておりますが、地区を担当する農地利用最適化推進員を中心として耕作者を探すとともに、適正な管理を依頼しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の2件を承認いたします。
次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

(板倉区駐在室分の議案)

<議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」>

議長 議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7501番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(板倉区) 1頁、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7501番の1件で
宮澤 ず。

7501番は板倉区針地内に一般個人住宅1棟を建築するものです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は市内に親と同居していますが、子供2人の成長に伴い手狭になってきたところから申請農地を取得して住宅を建築するものであります。

申請農地は市街地化の傾向が著しい地域内にある小規模農地であり、300m以内に上越市板倉区総合事務所が存在するため第3種に該当し、許可は可能となります。

土地利用計画は住宅1棟で、建ぺい率は27.59%となります。また、工期は令和元年6月1日から令和元年12月31日までです。

転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7501番の1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。

<議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内3件、3年超6年以内1件、6年超10年以内2件で合計6件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは上程いたします。

はじめに、利用権設定、期間3年以内整理番号7641番から7643番までの3件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議長 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

宮澤 5頁、利用権設定、期間3年以内、整理番号7641番から7643番までの3件で、再設定が2件、新規が1件となります。

新規の7643番は、現在利用権設定は行われているが、相手を変えて契約するものです。7642番は0円ですが地権者が遠方にお住いのため農地を荒らしたくないため合意し契約するものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号7644番の1件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議長 7頁、利用権設定、期間3年超6年以内、7644番の1件で、再設定が1件となります。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　最後に、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号7645番と7646番の2件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)
宮澤 　7頁、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号7645番と7646番の2件で、再設定1件、新規1件となります。

　これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。

　以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

　議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。

　議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。

　次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

（名立区駐在室分の議案）

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 　議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内2件、3年超6年以内なし、6年超10年以内なし、10年超なしで合計2件、利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。

　利用権設定、期間3年以内、整理番号9545番から9546番までの2件について、事務局の説明を求めます。

(名立区) 山 邊	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>2 頁、利用権設定、期間 3 年以内、整理番号 9545 番及び 9546 の再設定 2 件となります。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営 基盤強化 促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議 長	<p>本日の農地部会を終了いたします。(午後 14 時 25 分)</p>